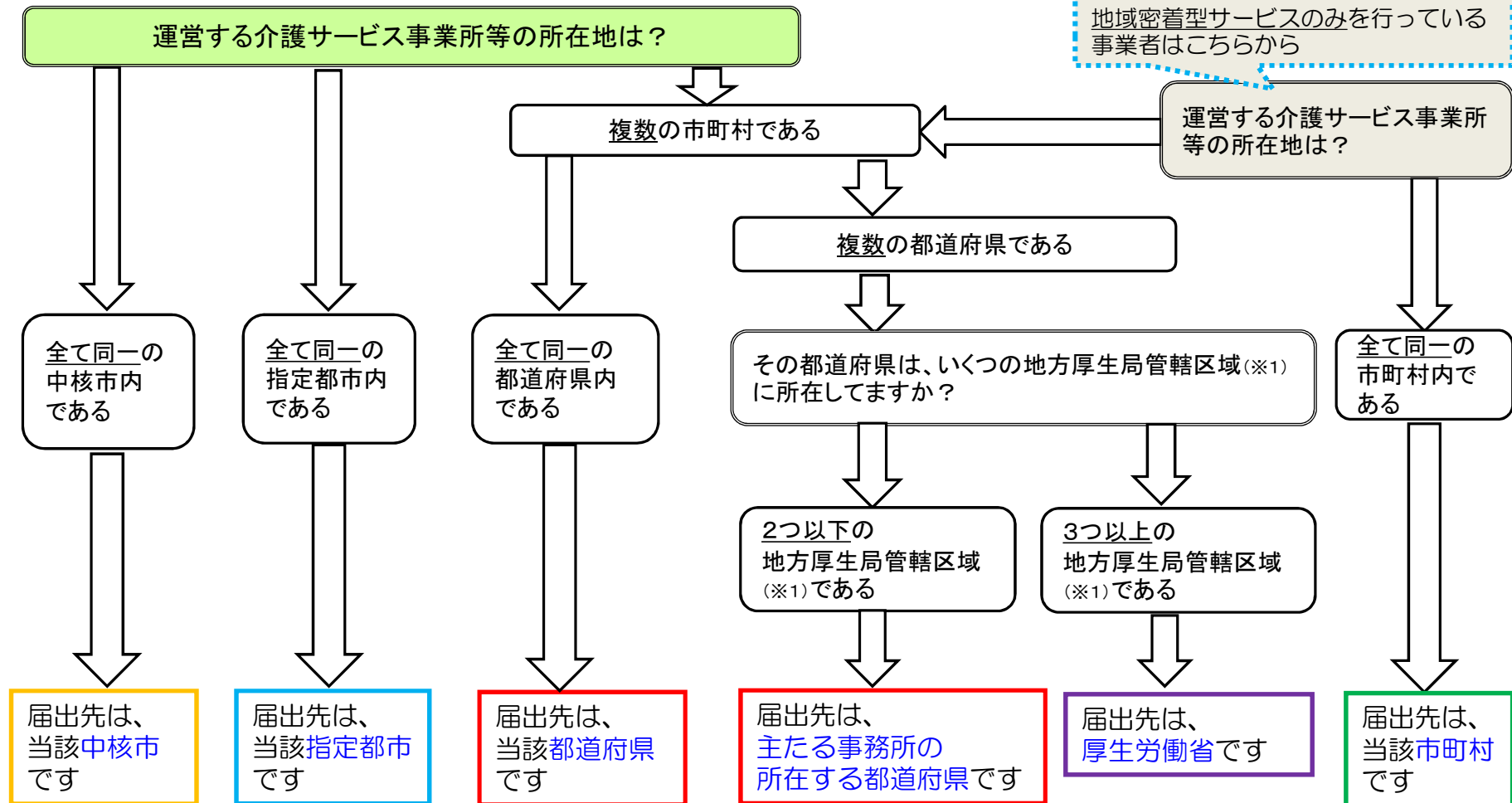


# ○ 業務管理体制の整備に関する届出先の行政機関について

業務管理体制の整備に関する届出書の届出先は、国・都道府県・指定都市・中核市・市町村に分かれており、介護サービス事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。



※1) 地方厚生局管轄区域については、別紙1参照

※2) 業務管理体制の整備に係る事業所の考え方については、別紙2参照

## 【別紙1】 地方厚生局管轄区域一覧

| 地方厚生局   | 管轄区域                                     |
|---------|--|
| 北海道厚生局  | 北海道                                      |
| 東北厚生局   | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県                  |
| 関東信越厚生局 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 |
| 東海北陸厚生局 | 富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県                  |
| 近畿厚生局   | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県             |
| 中国四国厚生局 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県      |
| 九州厚生局   | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県         |

## 【別紙2】 業務管理体制整備の届出における事業所の考え方

### ▶事業所数について

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。  
 同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は事業所として数えます。  
 例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

### ▶みなし指定について

みなし指定については、健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は業務管理届出は不要です。

| 法律    | 事業者            | 事業所(介護予防含む)                                    |
|-------|----------------|--|
| 健康保険法 | 保険医療機関(病院・診療所) | 居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護 |
|       | 保険薬局           | 居宅療養管理指導                                       |

### ▶総合事業について

事業者は指定を受けている事業所に関し届出の必要がありますので、総合事業を実施している「第1号訪問事業」「第1号通所事業」等は、業務管理体制整備の届出は不要です。